

公立大学法人大阪市立大学 中期目標に係る業務実績評価 実施要領

本要領は、大阪府市公立大学法人大阪評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が平成31年度に提出する、第三期中期目標に係る業務実績報告書の評価（以下「中期目標評価」という。）の基準等について、必要な事項を定める。

※法人の新設合併（平成31年4月）に伴い公立大学法人大阪市立大学が消滅することにより、公立大学法人大阪市立大学の第三期中期目標の期間は、平成30年度から35年度の6年間の設定に対し、平成30年度の1年間をもって終了することになっている。

1 評価の基本方針

中期目標評価は、次の基本方針により行う。

- (1) 市大法人の第三期中期目標の達成状況について確認する。
- (2) 評価を通じて、市大法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。

2 中期目標評価の実施方法

法人における自己点検、及び評価委員会における進め方、評価の観点等について定めた、「公立大学法人大阪市立大学 平成30年度業務実績報告書及び第三期中期目標に係る業務実績報告書作成要領」（資料8）に沿って実施する。

3 評価の観点

(1) 項目別評価

ア 小項目評価

中期目標評価における法人自己評価について、業務実績報告書に記載の取組実績や判断根拠、法人から提出のあった追加資料等や意見聴取を基に、評価委員会においてその妥当性を検証する。

法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その旨を項目別評価に明記する。

（参考）中期目標評価における法人自己評価基準

IV：中期計画を上回って実施した

- ・ 具体目標の水準を上回って実施した場合

III：中期計画を十分に実施した

- ・ 具体目標の水準を確実に実施した場合

II：中期計画を十分には実施できなかった

- ・ 具体目標の水準を下回っている場合（課題等を明記すること）

I：中期計画を実施していない

- ・ 実質的に実施に至っていない場合（課題等を明記すること）

イ 中項目評価

中期目標について、取組項目の内容に基づき28項目（別紙）に分けて中項目とし、上記アにより確定した小項目評価、及び法人が業務実績報告書に記載する中項目ごとの概要記載事項を勘案し、次の基準に基づき段階別評価を実施する。

[評価基準]

評価	基準
a 中期目標の達成状況が良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する
b 中期目標の達成状況がおおむね良好である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する
c 中期目標の達成状況が不十分である	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する
d 中期目標の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会により小項目評価、概要記載事項をもとに判断する

ウ 大項目評価

上記イの中項目による段階別評価や取組実績を総合的に勘案し、次に掲げる大項目ごとに、中期計画の進捗状況について段階的評価を行う。

- ① 教育研究等の質の向上を達成するための措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する措置
- ③ 財務内容の改善に関する措置
- ④ 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置
- ⑤ その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置
- ⑥ 大阪府立大学との統合等に関する措置

[評価基準]

評価	基準
S 中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
A 中期目標の達成状況が良好である	すべて a または b
B 中期目標の達成状況がおおむね良好である	a 又は b の合計が該当項目の 9 割以上
C 期目標の達成状況が不十分である	a 又は b の合計が該当項目の 9 割未満
D 中期目標の達成状況に重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※ 上記の判断基準はあくまで目安であり、評価については、法人を取り巻く諸事情を勘案して総合的に判断する。

(2) 全体的評価

上記ア～ウの項目別評価の結果を踏まえ、特筆すべき点や課題がある点を中心に、簡潔な文章により総合所見として記述式により評価を行う。

特に第三期中期目標期間において法人が重点的に取り組んでいる事項等に重きをおいて評価する。

	項目数
(I 教育研究等の質の向上を達成するための措置)	
(1) 教育に関する措置)	
① 人材育成方針	1
② 教育の内容	4
③ グローバル人材の育成	1
④ 教育の質保証	1
⑤ 教育の推進体制	3
⑥ 学生受入方針	1
⑦ 学生支援の充実	5
(2) 研究に関する措置)	
⑧ 研究水準の向上	3
(3) 社会連携に関する措置)	
⑨ 地域貢献	
⑩ 産学官連携	
⑪ 社会連携態勢の整備	6
(4) グローバル化に関する措置)	
⑫ 國際力の強化	2
(4) 附属病院に関する措置)	
⑬ 高度・先進医療の提供	1
⑭ 高度専門医療人の育成	1
⑮ 地域医療及び市民への貢献	1
⑯ 安定的な病院の運営	1
(II 業務運営の改善及び効率化に関する措置)	
⑰ 運営体制	1
⑱ 組織力の向上	3
(III 財務内容の改善に関する措置)	
⑲ 外部資金の確保	1
⑳ 効率的な大学運営の推進	1
(IV 自己点検及び評価並びに情報公開等に関する措置)	
㉑ 自己点検及び評価の実施	1
㉒ 情報の提供と戦略的広報の展開	1
(V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置)	
㉓ コンプライアンス等の徹底	2
㉔ 施設設備の整備等に関する措置	1
㉕ リスクマネジメントの徹底	3
㉖ 支援組織の構築	2
(VI 大阪府立大学との統合等に関する措置)	
㉗ 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進	2
㉘ 大阪府立大学との連携の推進	1
	50